

令和5年第4回会津若松市  
農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年4月20日(木) 午前9時

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

(2) 農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

4 欠席委員

(1) 農業委員 なし

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

3番委員	本田 武史				
------	-------	--	--	--	--

5 議 事

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画の作成について

報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

6 説明のために出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎	主任技査	余田 郷太	主任主事	渡部 恭平

7 会議の概要

次のとおり

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第4回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>また、本日は議事に関する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いします。</p> <p>本日の出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番) 島影盛継 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員14番・弓田秀一委員、農業委員15番・佐々木隆夫 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。門田地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第14号の1番について、推進委員2番 島影盛継より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、交換による農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、4月14日午前9時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員11番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より2番から3番について説明願います。</p> <p>議案第14号の2番から3番について、推進委員11番 二瓶幸太郎より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、交換による農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、4月15日午前10時15分より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 14 号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 湊地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>農業委員 9 番小檜山祐一より、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について の 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、泥炭採掘をするため、一時転用をするものです。 農地区分については農用区域内農地であります。申請事業は「一時転用事業」と見られ、他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、4 月 18 日午前 9 時から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、星 部会委員の 3 名の他、地区委員 4 名、事務局 1 名の計 8 名で実施したものであります。 本件については、農振法は手続き不要、都市計画法・土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p>	<p>大戸地区担当委員より 2 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>推進委員 11 番二瓶幸太郎より、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について の 2 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、鉄塔周辺を工事用地として、一時転用するものです。 農地区分については農用区域内農地であります。申請事業が「仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、「一時転用事業」と見られ、他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、4 月 18 日午前 11 時から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、星 部会委員の 3 名の他、地区委員 1 名、事務局 1 名の計 5 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p>	<p>堂島地区担当委員より 3 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 17 番) 棚木信治 委員</p>	<p>推進委員 17 番棚木信治より、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について の 3 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、分家住宅を建設するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については第 1 種農地ではありますが、集落接続事業に該当すると見られ、他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、4 月 18 日午前 9 時から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、星 部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。 本件については、農振法は手続き不要、都市計画法・土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり 4 月 18 日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>

<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 15 号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 16 号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席) 農業委員 吉田武幸 委員 退席</p> <p>(※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 二瓶正貴 委員、島影盛継 委員 退席</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 14 番) 弓田秀一 委員</p>	<p>はじめに、所有権移転について、地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>農業委員 14 番 弓田秀一より、議案第 16 号 所有権移転の 1 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1 番の案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、旧基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 15 日午前 10 時 15 分より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 3 番) 長尾好章 委員</p>	<p>次に、利用権設定について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より 1 番から 12 番について説明願います。</p> <p>農業委員 3 番長尾好章より、利用権設の 1 番から 12 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 1 番につきましては認定農業者に対する利用権設定で、2 番から 8 番につきましては農業法人に対する利用権設定です。 9 番から 12 番につきましては、農地中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 14 日午前 9 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 10 番) 丸山世子 委員</p>	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より 13 番から 15 番について説明願います。</p> <p>農業委員 10 番丸山世子より、利用権設の 13 番から 15 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 13 番から 15 番につきましては認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 16 日午後 4 時から地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>湊地区担当委員より 16 番から 18 番について説明願います。</p> <p>農業委員 9 番小檜山祐一より、利用権設定の 16 番から 18 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 16 番から 18 番については農地中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 14 日午前 9 時 30 分から地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>

<p>会 長 (農業委員 14 番) 弓田秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より 19 番から 26 番について説明願います。</p> <p>農業委員 14 番弓田秀一より、利用権設定の 19 番から 26 番について、報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>19 番は農家間における利用権設定であり、20 番から 22 番は農業法人に対する利用権設定、23 番から 26 番は農地中間管理機構を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 15 日午前 10 時から地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 5 番) 佐藤直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より 27 番から 31 番について説明願います。</p> <p>推進委員 5 番佐藤直意より、利用権設定の 27 番から 31 番について、報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>27 番から 28 番、及び 31 番は、認定農業者に対する利用権設定であり、29 番から 30 番は農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 16 日午後 3 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 12 番) 渡邊直也 委員</p>	<p>門田地区担当委員より 32 番から 35 番について説明願います。</p> <p>農業委員 12 番渡邊直也より、利用権設定の 32 番から 35 番について、報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>32 番から 33 番については認定農業者に対する利用権設定で、34 番は農家間における利用権設定、35 番は農業を行う法人に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 15 日午前 10 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 12 番) 鈴木純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 36 番から 38 番について説明願います。</p> <p>推進委員 12 番鈴木純一より、利用権設定の 36 番から 38 番について、報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 15 日午前 10 時 30 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員 6 番) 星富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 39 番から 48 番について説明願います。</p> <p>農業委員 6 番星富士雄より、利用権設定の 39 番から 48 番について、報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>39 番から 40 番につきましては親族間での利用権設定、41 番から 46 番につきましては認定農業者に対する利用権設定、47 番から 48 番につきましては農地中間管理機構を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 15 日午後 5 時 30 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 14 番) 星俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 49 番から 53 番について説明願います。</p> <p>推進委員 14 番星俊典より、利用権設定の 49 番から 53 番について、報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>49 番につきましては認定農業者に対する利用権設定、50 番から 53 番につきましては農地中間管理機構を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 16 日午前 11 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>日橋地区担当委員より 54 番から 64 番について説明願います。</p>

<p>(推進委員 10 番) 武田久美子 委員</p>	<p>推進委員 10 番武田久美子より、利用権設の 54 番から 64 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 54 番から 61 番につきましては農業法人に対する利用権設定で、62 番につきましては認定農業者に対する利用権設定です。 63 番から 64 番につきましては、農地中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 16 日午前 11 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>堂島地区担当委員より 65 番から 69 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 17 番) 棚木信治 委員</p>	<p>推進委員 17 番棚木信治より、利用権設定の 65 番から 69 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 65 番については認定農業者に対する利用権設定で、66 番から 69 番については農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 15 日午前 9 時 45 分から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。  (なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 16 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。  (異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 16 号 は原案のとおり決せられました。  農業委員 吉田 武幸 委員 着席 推進委員 二瓶 正貴 委員 着席 推進委員 島影 盛継 委員 着席</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、報告に移ります。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について の報告をお願いいたします。事務局より報告願います。</p> <p>報告第 8 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 13 番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第 9 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の 1 番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、 ①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること、との意見が付されております。報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告でございます。ご了承願います。</p>

会 長	以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。  (午前9時40分 閉会を宣言する。)
-----	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年4月20日

会津若松市農業委員会 会長 永井 茂

農業委員 14 番 弓田 秀一

農業委員 15 番 佐々木 隆夫